

一般社団法人秋田県採石業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人秋田県採石業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、砕石、石材、工業用原料（以下「砕石等」という。）に関する情報の収集・提供、調査・研究及び講習会の開催並びに環境に配慮した岩石採取跡地整備に関する保証等の事業を行い、岩石採取に伴う公害・災害の防止及び自然環境の保全に努め砕石等の安定供給を確保することにより、採石業の健全な発展を図り、もって秋田県の産業・経済の発展と県民生活向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 砕石等に関する情報の収集、提供及び普及
- (2) 採石業及び砕石等の生産、流通、消費に関する調査、研究及び要望
- (3) 各種の研修、講習会及び見学会等の開催
- (4) 採石業に関する安全の確保及び環境保全対策等の推進
- (5) 採石業に関する許認可申請、制度等の指導及び支援
- (6) 岩石採取跡地の整備に関する指導及び保証事業
- (7) 許認可行政庁等の行政施策に対する協力及び意見交換会等の開催
- (8) 関連団体との連携及び交流
- (9) 会員相互の情報交換と親睦を図る事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 採石業を営んでいる又は営もうとしている個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人に功績のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以

下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(正会員等の資格の取得)

第 6 条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込まなければならない。

2 入会は、社員総会において別に定める入会に関する基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款又はその他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

2 会員が前項の規定よりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令に定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を

行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上13人以内
- (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、3人以内を副会長、1人を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般法人法の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、専務理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
3. 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事が当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第32条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 跡地整理に関する保証事業を実施するための預かり保証金（以下「跡地整理保証積立金」という。）

(5) 財産から生ずる収入

(6) その他の収入

(財産の管理、処分及び運用)

第33条 この法人の財産については、その適正な維持管理に務め、管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、そ

の他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(財余財産の帰属等)

- 第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第40条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

- 第41条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。

- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第11章 支部及び部会

(支部及び部会の設置)

- 第42条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、支部及び部会を設置することができる。

- 2 支部及び部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第12章 事務局

(事務局)

- 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定めるものとする。

第13章 補 則

(委 任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の会長（代表理事）は菅原廣悦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。